

医療過誤裁判事例から考える薬剤師の役割－ 2

不適切な処方箋に起因する調剤過誤の防止

○椿原 徳将¹, 羽生 琢真¹, 三村 知美¹, 森田 夕美子¹, 秋本 義雄¹(¹東邦大薬)

【はじめに】処方箋記載の不備は調剤過誤を誘発する一因となる。それを防ぐ手段の一つとしてオーダリングシステム（OSとする）があるが、調剤過誤の全てを防いでいるわけではない。OS導入後の薬剤師による調剤過誤防止について、記載に不備があった処方箋により発生した医療過誤裁判例を基に考察する。

【事件の概要】十二指腸虫駆除のため入院した患者Aへの薬物治療に際し、薬剤師が自己判断により別薬品へと処方箋（手書き）を変更して調剤を行った。それを服用したAは、副作用から難聴となり、損害賠償を求めた。裁判所は薬剤師及び医師の過失を認め、開設者に70万5612円の支払いを命じた。（福島地裁 昭和31年1月20日、ウェストロージャパン）

【注目すべき点】本件の薬剤師には知識不足、薬剤師法違反などがあり、その責任は明白である。しかし、本件の背景には当該処方箋が誤読されやすい手書きであり、用法用量などの記載に不備があり、これらも事故の一因と考えられる。

【OSと医療過誤】OSでは記載方法の統一化により、記載不備の防止、過量・併用禁忌のチェックなどのメリットがある。一方で、薬剤選択時の類似名医薬品や薬剤選択画面で上下にある薬剤の選択ミスなどによる、一見正しい処方箋はチェックがされないOS特有のミスが発生している。

【薬剤師への当てはめ】OSのチェックをすり抜けた一見正しい処方箋が、患者にとって適正であるかどうかは、薬剤師の窓口における患者との面談から得られる情報が重要と考える。初回面談で処方箋自体、服薬指導においては処方監査を通り抜けたミスの発見に繋がるものであり、調剤過誤防止の上からも薬剤師の患者との直接面談は薬剤調製の迅速化に伴って重要性が増しているものと考えられる。